

国鉄改革完遂！  
当たり前の労働運動  
を前進させよう！

J R 東海労に  
結集しよう！

J R  
東海労

静岡

J R 東海労働組合静岡地方本部  
静岡市葵区黒金町 68  
NTT 054-284-3608  
FAX 054-283-6365  
発行責任者 山本繁明  
2015年8月22日 No. 2

# 静岡行政訴訟第3回口頭弁論！！

8月20日、静岡地方裁判所において組合掲示物を会社が一方的に撤去した、不当労働行為救済命令取消裁判の第3回口頭弁論が開かれました。

裁判所は、準備書面のやりとりが終了したことで結審を予定していましたが、会社（原告）は証人申請をしたいと言い出しました。証人は現場長一人とのことで、どこの区長か決まっています。この申請に対して県（被告）は「必要ない」組合側（補助参加人）は「立証趣旨が不明だ」と主張しましたが、裁判所は申請書を見てから証人を認めるか否かを決めると判断しました。これは、会社側は書面だけでは負けてしまうという焦りではないのでしょうか。

山本委員長は裁判官に、「このたび私たちは、労働委員会から形式的ではなく実質的に労働運動に対する正当な判断をしていただきました。J R 東海労は、会社からボーナスカットを含め数々の組織破壊攻撃を受け、それに抗する手段として組合掲示板と情報があります。そしてそれは宝物であります。私たちは、救済命令を組合員全体で実感し喜び合った次第です。情報は、労働組合の団結権を守るために大変重要なものであります。裁判長におかれましては、この点を是非ご考慮いただき実質的なご判断をお願い致します」と、訴えました。

第4回口頭弁論は、10月29日11時30分からです